

平成 26 年版 パーフェクト行政書士 基本書
【法改正・正誤のお知らせ】

(3617)

平成 26 年 10 月 17 日
 (株)住宅新報社
 制作本部 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P41 下 1, 2 行目	今後の最高裁の判断が注目されています。	しかし、最高裁〈最判平 25. 11. 20〉は、「本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割り、前回の平成 21 年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえ、本件区割規定が憲法 14 条 1 項等の憲法の規定に違反するものということとはできない」としました。
P211 表中 内閣府／委員会の欄	公正取引委員会 国家公安委員会	公正取引委員会 国家公安委員会 特定個人情報保護委員会

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P251 下 11 行目	①拘束力, ②公定力, ③不可争力, ④自力執行力, ⑤不可変更力が～	①公定力, ②不可争力, ③自力執行力, ④不可変更力が～